

岡谷市教育委員会訓令第 号

学 校 長

岡谷市立小・中学校の児童生徒に係る学校と警察との連絡制度運用要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

岡谷市教育委員会
教育長 岩本 博行

岡谷市立小・中学校の児童生徒に係る学校と警察との連絡制度運用要領の一部を改正する訓令

岡谷市立小・中学校の児童生徒に係る学校と警察との連絡制度運用要領（平成18年岡谷市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6第1号中「岡谷市個人情報保護条例（平成12年岡谷市条例第5号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。